分権提案ヒアリング 御説明資料



令和元年8月5日(月) 総務省自治行政局行政経営支援室

36

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)の概要

目的

公共上の見地から地域において確実に実施される必要がある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民 間の主体に委ねては確実な実施を確保できない事務・事業を地方独立行政法人に担わせることにより、住民の生活の安定、地域社会及び地 域経済の発展に資すること。

制度の基本理念

目標による業績管理 : 中期目標・中期計画・年度計画に基づき、計画的

に業務を運営

適正な業務実績の評価:中期目標に基づいて評価委員会が法人の業務実績

を定期的に評価し、必要に応じて法人に勧告する

ことにより、PDCAサイクルを確立

業績主義の人事管理:法人の業務実績、職員の業績を反映した職員の

給与の仕組み等を確立

: 原則として企業会計原則による業務運営、使途 財務運営の弾力化等

制限のない運営費交付金の財源措置

: 中期目標、業務実績、評価結果、財務諸表等を 積極的な情報公開

積極的に公開

業務の特性を踏まえた法人の分類

地方独立行政法人 : 試験研究、社会福祉事業、公共施設の

設置・管理を行う法人

: 大学等の設置・管理を行う法人 公立大学法人

学長の任命等に関する特例が設けられて

いろ

都道府県

(市町村)

公営企業型 地方独立行政法人

申請等関係事務

処理法人

:地方公営企業に相当する事業を行う法人 財務運営に関する特例が設けられている

: 市町村の長等に対する申請、届出等に関 する事務であって定型的なもの(申請等 関係事務)を処理する法人(平成30年4

月1日施行)

対象業務

• 試験研究 (11法人) (76法人) ・ 公立大学の設置・管理 • 公営企業相当事業 (60法人) • 社会福祉事業 (1法人) 博物館 (1法人) (なし) 公共的施設の設置・管理 • 窓口 (なし)

※カッコ内は平成31年4月1日現在の法人数(計149法人)

※公務員型・非公務員型の2つの類型が存在(公務員型は5法人)

地方公共団体との関係

- 設立、解散
- 中期目標の指示
- 理事長の任命

- 設立、解散の認可
- ・ 定款の認可
- 違法行為等の是正命令 等

総務省

(都道府県)

地方独立 行政法人

役員報酬・給与等の

- 支給基準の届出
- 年度計画の届出
- 財務諸表等の提出等
- 設立、解散の認可申請
- 定款の認可申請

地方独立行政法人の設立状況(平成31年4月1日現在)

【大学】:76【公営企業】:60【試験研究機関】:11【社会福祉】:1

【博物館】: 1 【合計】:149

【都道府県設立分】

(注)※は特定地方独立行政法人(公務員型)を示す。

都道 守県	北海道	大学	北海道公立大学法人札幌医科大学	H19.4.1	
可乐	1077AE	試験研究	地方独立行政法人北海道立総合研究機構	H22.4.1	l
	青森県	大学	公立大学法人青森県立保健大学	H20.4.1	
	月林乐	試験研究	地方独立行政法人青森県産業技術センター	H21.4.1]
	岩手県	大学	公立大学法人岩手県立大学	H17.4.1]
	石士宗	試験研究	地方独立行政法人岩手県工業技術センター	H18.4.1];
		公営企業型	地方独立行政法人宮城県立こども病院	H18.4.1	1
	宮城県	大学	公立大学法人宮城大学	H21.4.1]
		公営企業型	地方独立行政法人宮城県立病院機構	H23.4.1	
		大学	公立大学法人国際教養大学	H16.4.1]
	秋田県	大学	公立大学法人秋田県立大学	H18.4.1]
	伙田乐	公営企業型	地方独立行政法人秋田県立病院機構	H21.4.1	1
		社会福祉	地方独立行政法人秋田県立療育機構	H22.4.1	1
	UE	大学	公立大学法人山形県立保健医療大学	H21.4.1]
	山形県	大学	山形県公立大学法人	H21.4.1	1
	山形県·酒田市	公営企業型	地方独立行政法人山形県·酒田市病院機構	H20.4.1]
	福島県	大学	公立大学法人福島県立医科大学	H18.4.1	1
	恒局宗	大学	公立大学法人会津大学	H18.4.1	1
	E-18	公営企業型	地方独立行政法人栃木県立がんセンター	H28.4.1	1
	栃木県	公営企業型	地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター	H30.4.1	1
	群馬県	大学	群馬県公立大学法人		1
	埼玉県	大学	公立大学法人埼玉県立大学		1
	東京都	大学	公立大学法人首都大学東京	H17.4.1]
		試験研究	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	H18.4.1	1
		公営企業型	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	H21.4.1	1
		公営企業型	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	H22.4.1]
	神奈川県	試験研究	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所	H29.4.1	٦
		大学	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学	H30.4.1	1
	++10.1D	大学	公立大学法人新潟県立大学	H21.4.1	1
	新潟県	大学	公立大学法人新潟県立看護大学	H25.4.1	1
	富山県	大学	公立大学法人富山県立大学	H27.4.1	1
	石川県	大学	石川県公立大学法人	H23.4.1	1
	福井県	大学	公立大学法人福井県立大学	H19.4.1	1
	.1.30.0	大学	公立大学法人山梨県立大学	H22.4.1	1
	山梨県	公営企業型	地方独立行政法人山梨県立病院機構	H22.4.1	1
	E 07 IB	公営企業型	地方独立行政法人長野県立病院機構	H22.4.1	1
	長野県	大学	公立大学法人長野県立大学	H30.4.1	1
		大学	公立大学法人岐阜県立看護大学	H22.4.1	1
	社中国	公営企業型	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	H22.4.1	1
	岐阜県	公営企業型	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	H22.4.1	1
		公営企業型	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	H22.4.1	1

都道		大学	静岡県公立大学法人	H19.4.1		
府県	静岡県	公営企業型	地方独立行政法人静岡県立病院機構		Ī	
		大学	公立大学法人静岡文化芸術大学	H22.4.1	1	
	愛知県	大学	愛知県公立大学法人	H19.4.1	1	
	一壬旧	大学	公立大学法人三重県立看護大学	H21.4.1	1	
	三重県	公営企業型	地方独立行政法人三重県立総合医療センター	H24.4.1	*	
	滋賀県	大学	公立大学法人滋賀県立大学	H18.4.1	1	
	京都府	大学	京都府公立大学法人	H20.4.1	1	
	+115-65	公営企業型	地方独立行政法人大阪府立病院機構	H18.4.1	1	
	大阪府	試験研究	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	H24.4.1	1	
	大阪府·大阪市	試験研究	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所	H29.4.1	1	
		試験研究	地方独立行政法人大阪産業技術研究所	H29.4.1	1	
	'	大学	公立大学法人大阪	H31.4.1	Ť	
	兵庫県	大学	公立大学法人兵庫県立大学	H25.4.1	1	
		大学	公立大学法人奈良県立医科大学	H19.4.1	1	
	奈良県	公営企業型	地方独立行政法人奈良県立病院機構	H26.4.1	7	
		大学	公立大学法人奈良県立大学	H27.4.1	1	
	和歌山県	大学	公立大学法人和歌山県立医科大学	H18.4.1	H18.4.1	
	鳥取県	試験研究	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	H19.4.1	×	
	鳥取県・鳥取市	大学	公立大学法人公立鳥取環境大学	H24.4.1	1	
	島根県	大学	公立大学法人島根県立大学	H19.4.1	1	
	M Jul	大学	公立大学法人岡山県立大学	H19.4.1	1	
	岡山県	公営企業型	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	H19.4.1	1	
	広島県	大学	公立大学法人県立広島大学	H19.4.1	1	
	山口県	大学	公立大学法人山口県立大学	H18.4.1	1	
		試験研究	地方独立行政法人山口県産業技術センター	H21.4.1	*	
		公営企業型	地方独立行政法人山口県立病院機構	H23.4.1	1	
	徳島県	公営企業型	地方独立行政法人徳島県鳴門病院	H25.4.1	1	
	愛媛県	大学	公立大学法人愛媛県立医療技術大学	H22.4.1	1	
	高知県	大学	高知県公立大学法人	H23.4.1	1	
		大学	公立大学法人九州歯科大学	H18.4.1	1	
	福岡県	大学	公立大学法人福岡女子大学	H18.4.1	1	
		大学	公立大学法人福岡県立大学	H18.4.1	1	
	佐賀県	公営企業型	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	H22.4.1	1	
	長崎県	大学	長崎県公立大学法人	H17.4.1	1	
	熊本県	大学	公立大学法人熊本県立大学		1	
	+ / / III	大学	公立大学法人大分県立看護科学大学	H18.4.1	1	
	大分県	大学	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	H18.4.1	1	
	宮崎県	大学	公立大学法人宮崎県立看護大学	H29.4.1	1	

地方独立行政法人の設立状況(平成31年4月1日現在)

【大学】:76【公営企業】:60【試験研究機関】:11【社会福祉】:1 【博物館】:1 【合計】:149

【指定都市設立分】

札幌市	大学	公立大学法人札幌市立大学	H18.4.1
横浜市	大学	公立大学法人横浜市立大学	H17.4.1
静岡市	公営企業型	地方独立行政法人静岡市立静岡病院	H28.4.1
名古屋市	大学	公立大学法人名古屋市立大学	H18.4.1
京都市	公営企業型	地方独立行政法人京都市立病院機構	H23.4.1
	大学	公立大学法人京都市立芸術大学	H24.4.1
	試験研究	地方独立行政法人京都市産業技術研究所	H26.4.1
_L pr -	公営企業型	地方独立行政法人大阪市民病院機構	H26.10.1
人級巾	博物館	地方独立行政法人大阪市博物館機構	H31.4.1
堺市	公営企業型	地方独立行政法人堺市立病院機構	H24.4.1
神戸市	大学	公立大学法人神戸市外国語大学	H19.4.1
	公営企業型	地方独立行政法人神戸市民病院機構	H21.4.1
	大学	公立大学法人神戸市看護大学	H31.4.1
岡山市	公営企業型	地方独立行政法人岡山市立総合医療センター	H26.4.1
+ +	大学	公立大学法人広島市立大学	H22.4.1
広 島巾	公営企業型	地方独立行政法人広島市立病院機構	H26.4.1
Jb T 101+	大学	公立大学法人北九州市立大学	H17.4.1
オレンレが川 巾	公営企業型	地方独立行政法人北九州市立病院機構	H31.4.1
福岡市	公営企業型	地方独立行政法人福岡市立病院機構	H22.4.1
	横浜市 静岡市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市	横浜市 大学 静岡市 公営企業型 名古屋市 大学 公営企業型 大学 試験研究 公営企業型 場物館 公営企業型 本学 公営企業型 大学 公営企業型 大学 公営企業型 大学 公営企業型 北九州市 大学 公営企業型 北九州市	横浜市 大学 公立大学法人横浜市立大学 お問面市 公営企業型 地方独立行政法人静岡市立静岡病院 公立大学法人名古屋市立大学 公営企業型 地方独立行政法人京都市立病院機構 大学 公立大学法人京都市立芸術大学 試験研究 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 公営企業型 地方独立行政法人大阪市民病院機構 博物館 地方独立行政法人大阪市博物館機構 水市 公営企業型 地方独立行政法人状际市博物館機構 大学 公立大学法人神戸市外国語大学 公営企業型 地方独立行政法人神戸市民病院機構 大学 公立大学法人神戸市看護大学 公立大学法人神戸市看護大学 公立大学法人神戸市看護大学 公立大学法人向山市立総合医療センター 大学 公立大学法人広島市立大学 公営企業型 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 大学 公立大学法人広島市立大学 公営企業型 地方独立行政法人広島市立病院機構 大学 公立大学法人広島市立方学 公営企業型 地方独立行政法人広島市立病院機構 大学 公立大学法人北九州市立病院機構 大学 公立大学法人北九州市立病院機構 大学 公立大学法人北九州市立病院機構 大学 公営企業型 地方独立行政法人北九州市立病院機構 大学 公営企業型 地方独立行政法人北九州市立病院機構 大学 公営企業型 地方独立行政法人北九州市立病院機構 大学 公営企業型 地方独立行政法人北九州市立病院機構 大学 公式企業型 地方独立行政法人 公式企業型 地方独立行政法人 北元代表 小式 小式 小式 小式 小式 小式 小式 小

【一部事務組合 · 広域連合設立分】

一部 事務 組合	北海道	函館圏公立大学広 域連合 (2市1町)	大学	公立大学法人公立はこだて未来大学	H20.4.1
広域 長野県		諏訪広域公立大学 事務組合 (3市2町1村)	大学	公立大学法人公立諏訪東京理科大学	H30.4.1
	滋賀県	公立甲賀病院組合 (2市)	公営企業型	地方独立行政法人公立甲賀病院	H31.4.1
	熊本県	くまもと県北病院機 構設立組合 (1市1町)	公営企業型	地方独立行政法人くまもと県北病院機構	H29.10.1
	沖縄県	北部広域市町村圏 事務組合 (1市2町9村)	大学	公立大学法人名桜大学	H22.4.1

【市町村設立分】

区村	北海道	千歳市	大学	公立大学法人千歳科学技術大学	H31.4	
יי וני	北海坦	広尾町	公営企業型	型 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院		
	青森県	青森市	大学	公立大学法人青森公立大学		
	秋田県	秋田市	大学	公立大学法人秋田公立美術大学		
ı	秋田米	тушп	公営企業型	地方独立行政法人市立秋田総合病院	H26.4	
	茨城県	筑西市	公営企業型	地方独立行政法人茨城県西部医療機構		
	栃木県	小山市	公営企業型	地方独立行政法人新小山市民病院	H25.4	
	群馬県	前橋市	大学	公立大学法人前橋工科大学		
	矸局乐	高崎市	大学	公立大学法人高崎経済大学		
		東金市·九十九里町	公営企業型	地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター		
	千葉県	旭市	公営企業型	型 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院		
		山武市	公営企業型	地方独立行政法人さんむ医療センター	H22.4	
	新潟県	長岡市	大学	公立大学法人長岡造形大学		
	石川県	金沢市	大学	公立大学法人金沢美術工芸大学	H22.4	
	пліж	小松市	大学	公立大学法人公立小松大学	H30.	
l	福井県	敦賀市	大学	公立大学法人敦賀市立看護大学	H26.	
	山梨県	都留市	大学	公立大学法人都留文科大学	H21.4.1	
	山米乐	大月市	公営企業型	地方独立行政法人大月市立中央病院	H31.	
		長野市	公営企業型	地方独立行政法人長野市民病院	H28.	
	長野県	上田市	大学	公立大学法人長野大学	H29.	
ĺ	三重県	桑名市	公営企業型	地方独立行政法人桑名市総合医療センター		
ĺ	滋賀県	大津市	公営企業型	地方独立行政法人市立大津市民病院	H29.	
ı	京都府	福知山市	大学	公立大学法人福知山公立大学		
ı	大阪府	吹田市	公営企業型	地方独立行政法人市立吹田市民病院	H26.	
		泉佐野市	公営企業型	地方独立行政法人りんくう総合医療センター	H23.	
		東大阪市	公営企業型	地方独立行政法人市立東大阪医療センター		
ı		明石市	公営企業型			
	兵庫県	加古川市	公営企業型	地方独立行政法人加古川市民病院機構	H23.	
ı	岡山県	新見市	大学	公立大学法人新見公立大学	H20.	
ı		尾道市	大学	公立大学法人尾道市立大学	H24.	
	広島県	府中市	公営企業型	地方独立行政法人府中市病院機構	H24.	
-			大学	公立大学法人下関市立大学	H19.	
	山口県	下関市		地方独立行政法人下関市立市民病院	H24.	
		山陽小野田市	大学	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学	H28.	
ł		大牟田市	公営企業型	地方独立行政法人大牟田市立病院	H22.	
		筑後市		地方独立行政法人筑後市立病院	H23.	
	福岡県	芦屋町		地方独立行政法人芦屋中央病院	H27.	
		鞍手町		世地方独立行政法人くらて病院		
		川崎町	公営企業型	地方独立行政法人川崎町立病院	H25.	
ł		長崎市		地方独立行政法人長崎市立病院機構	H24.	
	長崎県	200. 73.112	公営企業型		H17.	
		佐世保市	公営企業型		H28.	
ŀ		宮崎市	大学	公立大学法人宮崎公立大学	H19.4	
-	宮崎県	西都市		地方独立行政法人西都児湯医療センター	H28.4	
	VI 48 18			地方独立行政法人那覇市立病院	H20.4	

独立行政法人制度及び地方独立行政法人制度の沿革

年月	制 度 概 要・主 な 改 正
平成13年4月	 独立行政法人制度の導入 【独立行政法人通則法(平成11年7月)】 研究機関、美術館、病院など、現在国が直 接行っている事務・事業のうち一定のものについて、国とは別の法人格を持つ法人(=独立行政法人)を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より良い行政サービスの提供を目指す。 対象業務は各法人の個別法で規定 ・ 試験研究(各種研究所) ・ 文教研修・医療厚生(美術館、各種大学校、病院等) ・ 検査検定(各種検査所等) ・ 作業施設(統計センター等)
平成16年4月	 地方独立行政法人制度の導入 【地方独立行政法人法(平成15年7月)】 試験研究機関、公立大学等、地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を持つ法人(=地方独立行政法人)を設立し、法人に当該事務・事業を担わせることで、より効果的・効率的な行政サービスの提供を目指す。国の独立行政法人制度の導入を受けて導入。 ○ 対象業務は地方独立行政法人法第21条で規定 ・ 試験研究 ・ 大学の設置・管理 ・ 公営企業相当事業 ・ 社会福祉事業
平成22年5月	独立行政法人通則法の一部を改正する法律 【独立行政法人通則法(平成22年改正)】 独立行政法人が有する財産等のうち不要となったものについて、原則として国庫納付する。
40 平成25年6月	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第三次一括法)一四条による改正 【地方独立行政法人法(平成25年改正)】 地方独立行政法人の合併手続きの整備。不要財産の返納。(施行令)対象業務に博物館等の追加。
平成26年6月	独立行政法人通則法の一部を改正する法律 【独立行政法人通則法(平成26年改正)】 独立行政法人を特性に応じて3分類。主務大臣による目標策定・評価の一元化。監事機能強化等を通じた内外のガバナンスの向上。
平成28年6月	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第六次一括法)四条による改正 【地方独立行政法人法(平成28年改正)】 公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能とする。
平成29年6月	地方自治法等の一部を改正する法律 【地方独立行政法人法(平成29年改正)】 地方独立行政法人の業務に申請等関係事務の処理業務を追加。業務の適正を確保するための体制整備。業務の評価方 法の見直し。監事機能強化等を通じた内外のガバナンスの向上。
令和元年6月	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第九次一括法)三条による改正

(参考)出資等に関する条文の適用範囲

	公立大学法人	国立大学法人	国立研究開発法人
地方独立行政法人法第21条 国立大学法人法第22条 (承認TLOへの出資)	0	0	_
産業競争力強化法第21条 (国立大学法人等の行う出資等業務)	×	0	_
41 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第34条の5 ※1 (研究開発法人及び国立大学法人等による株式 又は新株予約権の取得及び保有)	0	0	0
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第34条の6 ※1 (研究開発法人による出資等の業務)	×	×	O ※2

^{※1} 平成30年の一部改正により追加された規定。

^{※2} 個別法による規定が必要。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 (昭和55年法律第87号)

- 〇 「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」は、第93回国会に おいて議員立法により成立し、昭和55年11月25日に公布され、昭和56年5月20日から 施行された。
- 〇 第128回国会において、駅周辺等における大量かつ無秩序の自転車放置等に対処する 観点から、放置自転車等の撤去、処分等の措置の明確化等を内容とする同法の一部改正 がなされ(自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正 する法律(平成5年12月22日公布、平成6年6月20日施行))、法の題名も「自転車の 安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に改められた。

42

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(抄)

第六条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、 条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところにより その旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用 3 者に返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。
 - 3 市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(抄)

- 4 第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。
- 5 第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による<u>自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車</u> 4 等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用
 - <u>等の利用者の負担とすることができる</u>。この場合において、負担すべき金額は、当該資用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。
 - 6 都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に 関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

関係 法令

地方自治法(抄)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合 を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行 なわせてはならない。

2地方自治法施行令(抄)

第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の 便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託す ることができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品壳払代金
- 五 寄附金
- 六 貸付金の元利償還金
- 七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に 係る遅延損害金